

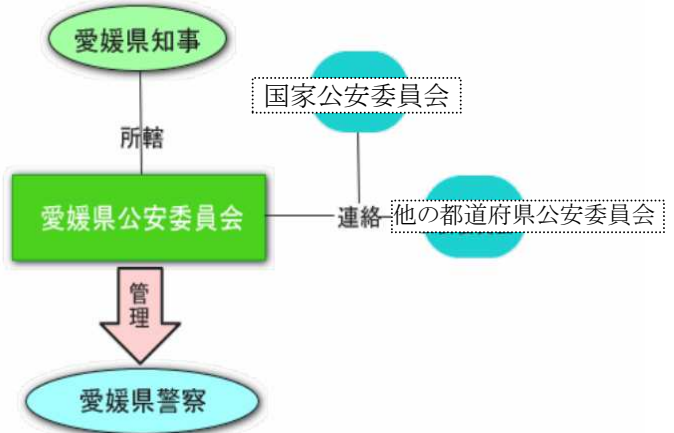
愛媛県警察の組織図

愛媛県警のHPより

愛媛県公安委員会			
愛媛県警察本部			
総務室	総務課	刑事部	刑事企画課
	広報県民課		捜査第一課
	情報管理課		捜査第二課
警務部	警務課	組織犯罪対策課	組織犯罪対策課
	監察官室		鑑識課
	会計課		科学捜査研究所
	教養課	機動捜査隊	
	厚生課	交通部	交通企画課
	留置管理課		交通指導課
	生活安全企画課		交通規制課
生活安全部	地域課	運転免許課	
	通信指令課	交通機動隊	
	少年課	高速道路交通警察隊	
	生活環境課	公安課	
		警備課	
		警備部	警衛対策課
			機動隊
			外事対策室
愛媛県警察学校			

→ 公安委員会制度の目的や役割は

都道府県公安委員会とは、地方自治法の定めにより都道府県に設置される行政委員会で、都道府県警察の民主的保障を全うするために、住民を代表する合議制の機関として置かれたものです。



警察職員の定数 (2017年4月1日現在)

警察官	2,463人
一般職員	415人
合計	2,878人

警察署 (16署)	四国中央警察署	松山南警察署
	新居浜警察署	久万高原警察署
	西条警察署	伊予警察署
	西条西警察署	大洲警察署
	今治警察署	八幡浜警察署
	伯方警察署	西予警察署
	松山東警察署	宇和島警察署
	松山西警察署	愛南警察署

警察署の仕事内容

課名	担当している仕事内容
地域課	地域の安全を守るため、交番、駐在署の警察官やパトカーが昼夜を問わず警戒したり、地理案内、迷子の世話、各家庭を訪問して困りごとなどの相談を行っています。
生活安全課	ストーカーやDV、サイバー犯罪などの対策に当たるほか、少年非行や「いじめ」の防止、風俗営業や古物営業などの指導、酔っぱらいの保護などの仕事を行っています。
刑事課	殺人や泥棒の犯人を捕まえたり、火災の原因の捜査、死体が発見された場合の検視、暴力団や詐欺の取締りなどを行っています。また、けん銃や覚せい剤などの犯罪の取締りに当たる係や、指紋の採取などの作業に当たる係もいます。
交通課	交通事故の捜査や暴走族などの交通取締りなどのほか、街頭での交通指導活動などを通じて、交通事故を防止する活動を行っています。学校や地域での交通安全教室なども開催しています。
警備課	地震や爆発などの災害から地域の人々を守ったり、不法滞在等の外国人の犯罪を取り締まる活動を行っています。極左暴力集団によるゲリラ等犯罪の取締りもを行っています。
警務課	警察官の服や持ち物の管理のほか、パトカーや白バイの整備などを行っています。また、留置場の管理をする係もいます。
会計課	落とし物を預かったり、交番や駐在所の建物の修繕・改築など警察署の仕事に必要なお金の管理を行っています。

警察の仕事

過激派は、放火・爆弾事件、内ゲバ事件等の凶悪なテロ・ゲリラ事件を引き起こす、極めて反社会的な集団です。過激派のテロリストは、みなさんの周りで普通に生活しています。警察は、テロリストの発見に全力をあげています。

警察法

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法 の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

第三条 この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法 及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

公益通報者保護法

一般にいう内部告発を行った労働者(自らの属する組織について内部告発を行った本人)を保護する日本の法律である(2004年6月18日公布、2006年4月1日施行)。内部告発者に対する解雇や減給その他不利益な取り扱いを無効としたものである。この法律により公益通報者が保護されることとなる法律を定める他、保護される要件が決められている。

労働法の一つとして位置づけられ、保護の対象となるのは、当該事業者に従業する公益通報者となる労働者のみである。通報対象事実は、同法別表にある7の法律のほか、政令にある約400の法律の違反行為のうち、犯罪とされているもの又は最終的に刑罰で強制されている法規制の違反行為(最初は監督官庁から勧告、命令などを受けるだけだが、それを無視していると刑罰が科されるもの)である。つまり、あらゆる違法行為が対象となっているわけではないし、倫理違反行為が対象となっているわけでもなく、刑罰で強制しなければならないような重大な法令違反行為に限られる。

なお、公益通報、内部告発には刑事訴訟法における告発としての効果は無い。

通報先は以下の3つ(2条柱書)

- 1.事業者内部
- 2.監督官庁や警察・検察等の取締り当局
- 3.その他外部(マスコミ・消費者団体等)

愛媛県警察内部通報処理要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、内部通報を適切に処理するため、県警察が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、内部通報及び内部通報に関連する相談(匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。)(以下「内部通報等」という。)をした者の保護を図るとともに、県警察の法令遵守を推進することを目的とする。